

交通死亡事故多発警報の発令及び緊急対策実施要領

(目的)

第1 この要領は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生し、又は高齢者が死亡する事故が連続的に発生した場合に、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発警報又は高齢者交通死亡事故多発警報（以下「警報」という。）を発令し、県民に注意を喚起するとともに、県、市町村、警察を始めとする関係機関、団体等が一体となって、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することにより、早期に交通死亡事故を抑止することを目的とする。

(発令者)

第2 警報は、高知県交通安全推進県民会議会長（以下「会長」という。）が発令する。

(警報の種別)

第3 警報の種別は、交通死亡事故多発全県警報（以下「多発全県警報」という。）、高齢者交通死亡事故多発警報（以下「高齢者全県警報」という。）及び〇〇地域交通死亡事故多発警報（以下「地域警報」という。）とし、それぞれ次の各号に定める警報をいう。

(1) 多発全県警報

県内全域を対象として発令する警報

(2) 高齢者全県警報

県内全域を対象として、高齢者が死亡する事故が多発した場合に発令する警報

(3) 地域警報

別紙1に定める地域を指定して発令する警報

(警報発令の基準等)

第4 会長は、別紙2に定める基準に達したときは、速やかに警報を発令するものとする。

2 地域警報発令中に高齢者全県警報発令若しくは多発全県警報発令の基準に達し、又は高齢者全県警報発令中に多発全県警報発令の基準に達したときは、それぞれ発令中の警報の上位の警報を新たに発令するものとする。

3 警報の発令、延長及び再延長の期間が満了したときは、その満了日の翌日から新たに警報の発令の基準となる件数を算定するものとする。ただし、期間が満了した警報の上位の警報の発令については、この限りではない。

4 前3項の規定にかかわらず、交通死亡事故等の発生状況により、会長が必要と認めるときは、警報を発令することができる。

(警報発令の期間)

第5 警報の発令期間は、次のとおりとする。

(1) 多発全県警報及び高齢者全県警報

発令の日から起算して10日間とする。

(2) 地域警報

発令の日から起算して7日間とする。

2 期間の延長

警報発令後、交通事故の多発傾向が、発令期間中もなお継続していると認められる場合（期間中に概ね3件発生）には、当該発令期間の満了の翌日から起算して7日間延長することができるものとする。

3 期間の再延長

延長期間中に、なお多発傾向が継続していると認められる場合（延長期間中に概ね2件発生）には、当該延長期間の満了の翌日から起算して最大5日間に限り再延長することが出来るものとする。

（警報発令に伴う緊急対策実施事項）

第6 警報が発令されたときは、県、市町村、警察及び関係機関・団体は、相互の連携を密にして、交通事故防止に必要な緊急対策を行うこととし、別紙3の緊急対策実施事項を積極的に実施するものとする。

（要領の改正）

第7 この要領は、高知県交通安全推進県民会議の幹事会に諮って改正することができる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 第4に掲げる別紙2の警報発令基準のうち、種別全県警報に係る基準は、毎年当初に、前年の事故発生状況及び種別全県警報の発令状況を勘案して、検討、見直しするものとする。

2 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別紙1（第3関係）

地 域 名 及 び 関 係 市 町 村

地 域 名	関 係 市 町 村	関 係 警 察 署
安芸地域	室戸市、東洋町、安芸市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村 (9市町村)	室戸署、安芸署
高知中央地域	高知市、香南市、南国市、香美市 (4市)	高知署、高知南署、土佐署、香南署、南国署、香美署
嶺北地域	本山町、大豊町、土佐町、大川村 (4町村)	本山署、香美署
仁淀川・高吾北地域	いの町、日高村、土佐市、佐川町、越知町、仁淀川町 (6市町村)	いの署、土佐署、佐川署
高幡地域	須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町 (5市町)	須崎署、窪川署
幡多地域	四万十市、黒潮町、土佐清水市、宿毛市、大月町、三原村 (6市町村)	中村署、清水署、宿毛署

別紙2（第4関係）

警報の発令基準

警報の種別		発令基準 (15日間の死亡事故件数)	市町村数
全 県	多発全県警報	概ね 7件	34
	高齢者全県警報	概ね 5件	34
地 域 警 報	安芸地域	発令については、高知県警察において実施する交通死亡事故抑止のための対策によっても、死亡事故多発傾向が継続する場合において、関係団体と協議のうえ決定するものとする。	9
	高知中央地域		4
	嶺北地域		4
	仁淀川・高吾北地域		6
	高幡地域		5
	幡多地域		6

（注） 地域警報の発令の協議では、高速道路における件数は考慮しない。

別紙3（第6関係）

警報発令に伴う緊急対策実施事項

推進機関・団体	緊急対策実施事項
県 (各出先機関)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、ラジオ、テレビ、県のホームページ等各種の広報媒体を活用して、交通事故の防止を呼びかける。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 高知県交通安全推進県民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた対策の要請を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、有・無線放送、防災無線等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 横断幕等を速やかに掲出する。 ○ 交通安全指導員に出動を要請し、通学路等の街頭において歩行者、自転車利用者等に対する保護、誘導活動を行う。 ○ 交通安全市町村民会議の構成機関・団体に対して、警報の迅速な通知と交通事故防止に向けた取り組みを要請する。
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路情報板による交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 交通事故多発地点・区間を中心に、カーブミラー、ガードレール、道路標識等の安全施設についての点検を行う。
警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機、広報車等による交通安全広報の徹底を図る。 ○ 懸垂幕等を速やかに掲出する。 ○ 道路情報板等により、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 巡回連絡の機会を通じて、各家庭に対して交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 一斉FAX等を活用して、警報の迅速な通知を行う。 ○ 交差点等における街頭指導を強化する。 ○ 交通事故に結びつく悪質、危険性の高い交通違反の取締りを強化する。
教育委員会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集会、ホームルーム等を活用して、交通事故防止を呼びかけ、正しい歩行、正しい自転車の乗り方等について指導する。 ○ 運転免許取得者に対しては、交通ルールの遵守と交通マナーの向上について、指導強化する。 ○ 教職員、PTAの会員等による登下校時の街頭活動を行う。
交通安全協会 交通安全指導員協議会 交通安全母の会連合会 安全運転管理者協議会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。 ○ 街頭指導、事業所訪問、家庭訪問等による交通安全広報を行う。
その他の 関係機関団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対して、交通事故防止の呼びかけを行う。 ○ 懸垂幕、横断幕、立看板等による交通安全広報を行う。

※ 上記の実施事項以外についても、各機関・団体の実情に応じて、効果的なものについては積極的に実施するものとする。